

ができる。

- 一 食堂兼集会室
- 二 洗面所
- 三 便所
- 四 医務室兼静養室
- 五 作業室又は作業場
- 六 更衣室
- 七 調理室
- 八 相談室
- 九 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂兼集会室

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること
- ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

- イ 男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること

四 医務室兼静養室

- イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
- ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

- イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

七 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 廊下幅

二・ニメートル以上とすること。

3 身体障害者通所授産施設は、必要に応じて

□ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室兼静養室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

二・ニメートル以上とすること。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(身体障害者小規模通所授産施設の設備の基準) (略)

(分場の設備の基準)

第五十二条 分場の設備の基準は、第五十条に規定する基準に準ずる。

(運営規程)

第五十七条 身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所による入所者の支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
 - ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要な事項

(作業指導)

第五十八条 身体障害者授産施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十九条 身体障害者授産施設の行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

2 身体障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(分場の基準)

第五十四条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

第4節 運営に関する基準

(運営規程)

第五十五条 指定特定身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
 - ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要な事項

(作業指導)

第五十六条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十七条 指定特定身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十八条 指定特定身体障害者授産施設は、

(工賃の支払)

第六十条 身体障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第六十一条 第十六条から第三十五条までの規定（第十八条を除く。）は、身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設について準用する。

第六章 身体障害者福祉センター（略）

第七章 補装具製作施設（略）

第八章 盲導犬訓練施設（略）

第九章 視聴覚障害者情報提供施設（略）

授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十九条 第九条から第二十七条まで及び第二十九条から第四十一条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(身体障害者更生施設の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第八条第一項第一号口及び同項第九号の規定を適用する場合においては、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第九号中「二・ニメートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第八条第二項から第四項までの集会室を置くことができる。

(身体障害者療護施設の経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増

築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第四十四条第一項第一号口の規定を適用する場合においては、「九・九平方メートル」とあるのは「六・六平方メートル」とする。

(身体障害者入所授産施設の経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第五十二条第一項第一号口及び同項第十二号の規定を適用する場合においては、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第十二号中「二・ニメートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項第七号の医務室を置かないことができる。

(身体障害者通所授産施設の経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第五十三条第一項第八号の規定を適用する場合においては、「二・ニメートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。

知的最低基準改正案（案）	知的指定基準（案）
<p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定による知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮（次条第十項において「指定知的障害者更生施設等」という。）に係る知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定知的障害者更生施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者更生施設であって、次のイ及びロに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定知的障害者入所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち口を除いたもの。 ロ 指定知的障害者通所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。 二 指定特定知的障害者授産施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定知的障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定特定知的障害者入所授産施設 指定特定知的障害者授産施設のうち口を除いたもの。 ロ 指定特定知的障害者通所授産施設 指定特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。 三 指定知的障害者通勤寮 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者通勤寮をいう。 四 指定施設支援 法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援をいう。

- 五 施設訓練等支援費の額 法第十五条の十一第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。
- 六 施設利用者負担額 法第十五条の十一第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 七 知的障害程度区分 法第十五条の十二第三項第二号に規定する知的障害程度区分をいう。
- 八 支給期間 法第十五条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間いう。
- 九 法定代理受領 法第十五条の十二第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定知的障害者（法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。
- 十 常勤換算方法 指定知的障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定知的障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定知的障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 指定知的障害者更生施設

第一節 基本方針

（基本方針）

第二条 知的障害者援護施設の設置者は、入所者又は利用者（以下この章において「入所者等」という。）に対し、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 知的障害者援護施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って支援を行うように努めなければならない。

3 知的障害者援護施設は、できる限り居宅に

（基本方針）

第三条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものでなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、できる限り居

近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、知的障害者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 知的障害者援護施設の配置、構造及び設備は、入所者等の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

2 知的障害者援護施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

（設備の専用）

第四条 知的障害者援護施設の設備は、専ら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の専従）

第五条 知的障害者援護施設の職員は、専ら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

（非常災害対策）

第六条 知的障害者援護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 知的障害者援護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練

宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第四条第六項に規定する知的障害者居宅生活支援事業を行う者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

を行わなければならない。

(記録の整備)

第七条 知的障害者援護施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 知的障害者援護施設は、入所者の支援の状況に関する諸記録を整備し、当該支援を提供了した日から五年間保存しなければならない。

(苦情への対応)

第八条 知的障害者援護施設は、その行った支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知的障害者援護施設は、その行った支援に關し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 知的障害者援護施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

第二章 知的障害者デイサービスセンター
(略)

第三章 知的障害者更生施設

(施設の敷地面積)

第十二条 知的障害者更生施設の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設にあっては、この限りでない。

(種類)

第十三条 知的障害者更生施設は、次の各号に掲げるものをいう。

一 知的障害者入所更生施設 法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設であつ

て次号に規定する知的障害者通所更生施設以外のもの。

二 知的障害者通所更生施設 知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

(規模)

第十四条 知的障害者更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

一 知的障害者入所更生施設 三十人以上（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号に規定する自閉症児施設を除く。）又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）に併設する場合にあっては、十人以上）の人員（通所による入所者の数を除く。）を入所させることができる規模

二 知的障害者通所更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模

2 知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって、利用者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができるものとしなければならない。

(知的障害者入所更生施設の設備の基準)

第十五条 知的障害者入所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場

第三節 設備に関する基準

(指定知的障害者入所更生施設の設備)

第七条 指定知的障害者入所更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよ

- 九 調理室
- 十 相談室
- 十一 運動場
- 十二 事務室
- 十三 会議室
- 十四 宿直室
- 十五 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
- 二 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよう遮断できるものであること。

二 静養室

- イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ロ 医務室に近接して設けること。
- ハ 男女別とすること。

二 イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。

三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を

うに遮断できるものであること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

ハ 男女別とすること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 運動場

必要な備品を備えること。

十一 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

別に設けること。

口 入所者の特性に応じたものであること

。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

口 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

九 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 運動場

必要な備品を備えること。

十二 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・ハメートル以上とすること。

3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けるなければならない。

(知的障害者通所更生施設の設備の基準)

第十六条 知的障害者通所更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 食堂

二 洗面所

三 便所

四 医務室

五 作業指導室又は作業指導場

六 調理室

七 相談室

八 運動場

九 事務室

十 会議室

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定知的障害者通所更生施設の設備)

第八条 指定知的障害者通所更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

口 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

口 入所者の特性に応じたものであること

。

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 運動場

必要な備品を備えること。

九 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 前項各号に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

(分場の設備の基準)

第十七条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第六号から第十号までに掲げる設備は設けないこと

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

五 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

ロ 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

六 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

七 運動場

必要な備品を備えること。

八 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備の基準)

第九条 分場の設備は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項六号及び第七号の設備は設けないことができる。